

南会津町告示第32号

南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

南会津町長 大 宅 宗 吉

南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、林業従事者の就労環境の向上に取り組む林業事業体に対し、安全講習や技能講習等への受講料及び労働安全装備品の購入費について、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)労働安全に資する装備 安全ベルト、ヘルメット等の林業労働者の安全及び衛生を確保するために必要な身に着ける装備（以下「労働安全装備品」という。）で、その区分は次条第2号に掲げるものをいう。
- (2)免許 労働安全衛生法第72条に該当する免許で、その区分は次条第3号に掲げるものをいう。
- (3)技能講習 労働安全衛生法第76条第1項に該当する技能講習で、その区分は次条第3号に掲げるものをいう。
- (4)安全衛生特別教育講習 労働安全衛生法第59条第3項に該当する安全衛生教育で、その区分は次条第3号に掲げるものをいう。
- (5)安全衛生教育講習 労働安全衛生法第60条の2に該当する安全衛生教育で、その区分は次条第3号に掲げるものをいう。

(補助要件)

第3条 補助要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)補助対象者

南会津町労働安全衛生推進事業の補助金の交付の対象となる者は、町内に

本社機能を有し、森林整備又は素材生産を行っている事業者（団体を含む。以下「補助対象事業者」という。）とする。

(2) 補助対象労働安全装備品

労働安全装備品
安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、安全ベルト、雨具（カッパ）、チェーンソー防護服（上・下）、保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、防蜂網、すねあて、呼子（笛）、安全通信用無線機

(3) 補助対象資格

資格名及び講習名等	種類
林業架線作業主任者免許	免許
地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習	技能講習
はい作業主任者技能講習	技能講習
車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用） 運転技能講習	技能講習
不整地運搬車運転技能講習	技能講習
フォークリフト運転技能講習	技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習
玉掛技能講習	技能講習
伐木等の業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用） 運転に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
移動式クレーン運転業務に係る特別教育	安全衛生特別 教育講習
移動式クレーン玉掛業務に係る特別教育	安全衛生特別

	教育講習
刈払機取扱作業者安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソー以外の振動工具取扱作業者安全衛生教育	安全衛生教育講習
機械装置集材装置運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
林内作業車を使用する集材作業従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	安全衛生教育講習
林材業リスクアセスメント実務研修等	安全衛生教育講習

(4) 補助対象経費は、補助対象事業体が雇用する林業従事者に対する労働安全装備品の購入費又は前号に掲げる資格取得等のために負担した受講料並びに受験料とする。資格取得等に要した旅費等は、補助対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、千円未満を切捨てるものとする。また、補助限度額は1年度ごとに、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 労働安全装備品の補助限度額

補助対象事業体の雇用人数ごとに、次のとおり補助限度額を定める。

補助対象事業体雇用人数	10人以上	10人未満
補助限度額	上限200,000円	上限100,000円

(2) 資格取得に要する経費の補助限度額

補助対象事業体が雇用する林業従事者1人当たり上限50,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げる

ものとする。

(1) 南会津町労働安全衛生推進事業（変更）実施計画書（様式第2号）

(2) 見積書（10万円を超える場合は2社以上の見積書を徴すること）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、規則第5条の規定により、補助金の交付決定をしたときは、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付を申請者に通知する。

2 交付決定前の着手は、補助対象としない。

（交付申請の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助申請の内容を変更しようとするときは、速やかに南会津町労働安全衛生推進事業変更交付申請書（様式第4号）に変更に係る関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及びその他必要な調査を実施し、その適否を決定し、適当と認めたときは南会津町労働安全衛生推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町労働安全衛生推進事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 南会津町労働安全衛生推進事業実績書（様式第7号）

(2) 完了写真

(3) 労働安全装備品の購入に係る費用の領収書又は支払いを証する書類の写し

(4) 取得した免許又は修了証書の写し

(5) 受講料又は受験料の領収書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る関係書類を審査及び確認の上、補助金の額を確定し、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付確定通知（様式第8号）により補助対象者に通知するものと

する。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助対象者は、前条の規定により額の確定後、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が既に補助金を受け、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に廃業若しくは休業した場合又は補助対象資格の取得に対する補助金を受けた林業従事者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に離職をした場合は、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 町長は、前各項の規定にかかわらず、その他やむを得ない事情がある場合に限っては、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（会計帳簿の整理等）

第13条 補助金等の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南会津町長

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年度南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付申請書

年度において、南会津町労働安全衛生推進事業補助金の交付を受けたいので、南会津町補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付してくださるよう申請します。

記

1 交付申請の額

金 円

2 添付書類

- （1）南会津町労働安全衛生推進事業（変更）実施計画者（様式第 2 号）
- （2）見積書（10 万円を超える場合は 2 社以上の見積書を徴すること）
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

南会津町労働安全衛生推進事業（変更）実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

（1）労働安全装備品

装備品名	数量（単位）	事業費
		円
		円

※雇用人数が分かる書類を添付すること。

（2）資格取得等

林業従事者名	資格名及び講習名等	数量（単位）	事業費
			円
合計			円

3 事業の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

4 補助金算定表

補助金の種類	補助事業に 要する経費	補助率	補助金額
労働安全装備品	円	1 / 2	円
資格取得等	円	1 / 2	円
合計	円		円

様式第 3 号（第 6 条関係）

南会津町指令 第 号

補助対象者 住 所
氏 名

南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南会津町労働安全衛生
推進事業補助金について、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成 18
年南会津町規則第 59 号）第 7 条及び南会津町労働安全衛生推進事業補助金交
付要綱第 6 条に基づき、金 円を交付します。

年 月 日

南会津町長

印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年度南会津町労働安全衛生推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け南会津町指令 第 号で交付決定のありました南会津町労働安全衛生推進事業について、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金の額

（1）既交付決定額	円
（2）変更交付申請額	円
（3）差引増減額	円

3 添付書類

- （1）南会津町労働安全衛生推進事業（変更）実施計画書（様式第2号）
- （2）変更見積書
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

南会津町指令 第 号

補助対象者 住 所
氏 名

南会津町労働安全衛生推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました南会津町労働安全衛生推進事業補助金変更交付申請書について、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年南会津町規則第 59 号）第 5 条第 1 項及び南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱第 7 条に基づき、変更決定したので通知します。

年 月 日

南会津町長

印

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年度南会津町労働安全衛生推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け南会津町指令 第 号で交付決定のありました南会津町労働安全衛生推進事業が完了したので、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱第 8 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額

金 円

2 添付書類

（1）南会津町労働安全衛生推進事業実績書（様式第 7 号）

（2）完了写真

（3）労働安全装備品の購入に係る費用の領収書又は支払いを証する書類の写し

（4）取得した免許又は修了証書の写し

（5）受講料又は受験料の領収書の写し

（6）その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 8 条関係）

南会津町労働安全衛生推進事業実績書

1 事業の効果

2 事業の内容及び実績

(1) 労働安全装備品

装備品名	数量（単位）	事業費
		円
		円

※雇用人数が分かる書類を添付すること。

(2) 資格取得等

林業従事者名	資格名及び講習名等	数量（単位）	事業費
			円
合計			円

3 事業完了年月日

年 月 日

4 補助金算定表

補助金の種類	補助事業に 要する経費	補助率	補助金額
労働安全装備品	円	1 / 2	円
資格取得等	円	1 / 2	円
合計	円		円

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

補助対象者
様

南会津町長 印

南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付確定通知

年 月 日付けで報告のあった南会津町労働安全衛生推進事業補助金について、南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

確定通知額	円
交付決定額	円

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

南会津町長

補助対象者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

南会津町労働安全衛生推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け南会津町指令 第 号をもって確定通知
のありました南会津町労働安全衛生推進事業補助金について、南会津町労働
安全衛生推進事業補助金交付要綱第 10 条に基づき、下記により補助金の交付
を請求します。

記

1 請求額

補助金請求額	円
補助指令番号	年 月 日付け 南会津町指令 第 号

2 振込先

金融機関名		支店名	
ふりがな			
口座名義			
口座番号	普通・当座		

※ 振込先金融機関口座通帳の表紙の写しを添付してください。